

政権公約に対する指定都市市長会要請

指定都市では、近年の社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の向上、生活環境の整備、都市機能の充実等の財政需要が増加の一途をたどっています。また、景気低迷の影響で減少した税収は以前の水準まで回復に至っておらず、徹底した行財政改革に取り組んでいるものの、財政運営は極めて厳しい状況に置かれています。

加えて、東日本大震災の復興関連事業及び緊急防災・減災事業に積極的に取り組む必要もあります。

このような状況の中でも、指定都市は、圏域の中核都市及び水平連携の核として、今後とも日本を牽引するエンジンとなり、全国の都市自治体の先駆的かつ先導的役割を果たすことがこれまで以上に求められています。

地域力の向上は、日本再生に必要不可欠であり、そのために、国は、「基礎自治体優先の原則」に基づき、地方が自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を行い、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、指定都市等の地方の意見を反映させながら、地方分権改革を強力に推進していく必要があります。

ついては、次の事項を貴政党の政権公約に盛り込み、国から地方への権限移譲・税源移譲等の一体的な実施による真の分権型社会の実現に向け、積極的に取り組んでいただくよう強く要請します。

平成24年10月19日
指定都市市長会

1 . 多様な大都市制度の実現

大都市制度に関する議論の根幹は、大幅な権限と財源の移譲による真の分権型社会の実現にあり、指定都市は、基礎自治体優先の原則のもと、住民がよりよい行政サービスを受けられるよう、それぞれの地域の実情に応じた多様な大都市制度の早期実現を求めてきた。

本年8月には、大阪で検討を進めている大都市制度を推進する「大都市地域における特別区の設置に関する法律」が国会で成立したところだが、指定都市は、その規模や歴史・文化の違い、国や広域自治体との関係性、地域で果たす役割など、異なる特性もあり、大都市が抱える諸課題を解決するためには、道州制の議論も見守りつつ、各地域の実情に応じた大都市制度を整備することが必要である。

従って、この度の法案成立を多様な大都市制度の実現に向けた第一歩と位置づけ、引き続き、従来から制度創設を提案している特別自治市、新潟で進めている大都市制度など多様な大都市制度の早期実現を図ること。

2 . 大幅な権限移譲

(1) 国は、その本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政は、できる限り地域の総合的な行政主体である地方自治体にゆだねるという理念のもと、国と地方の役割分担を抜本的に見直すこと。

その際、基礎自治体優先の原則に基づき、基礎自治体への大幅な権限移譲を進めること。また、権限移譲に当たっては、必要な財源を税源移譲により措置すること。

(2) 法令等による義務付け・枠付け・関与は、原則として廃止すること。

(3) 国の出先機関改革については、財源と人員の取扱いを含む、改革の全体像と具体的な工程を明らかにして、着実に改革を進めること。

3 . 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5 : 5 とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

なお、地方公共団体間の財政力格差の是正については、地方税収間の水平調整ではなく、地方税財源拡充の中で地方交付税等も含め一体的に行うこと。

4．大都市税源の充実強化

指定都市が大都市特有の財政需要や道府県に代わって行政サービスを提供する事務配分の特例に対応し、自主的かつ自立的な行財政運営を行えるよう、国・道府県から指定都市への大幅な税源移譲を行うこと。

5．国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

したがって、地域自主戦略交付金については、あくまでも税源移譲までの経過措置とするとともに、国の財源捻出を目的とした縮減を行うことなく、地方が必要とする総額を確保すること。

6．国直轄事業負担金の廃止

国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、地方負担を早期に廃止すること。

また、現行の国直轄事業を地方へ移譲する際には、所要額を全額税源移譲すること。

7．地方交付税の改革等

地方交付税総額については、地方の財政需要や地方税などの収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

臨時財政対策債は速やかに廃止し、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

8．社会保障と税の一体改革の推進

社会保障・税一体改革関連法が成立したが、「社会保障制度改革国民会議」での検討に社会保障サービスの担い手である指定都市を含む地方の意見を十分反映させるとともに、「国と地方の協議の場」において真摯に議論し、国民が安心して未来を託しうる、将来にわたって持続可能な社会保障制度を早期に実現すること。